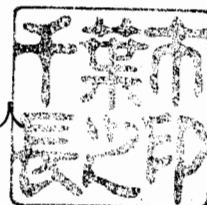


平成22年9月30日

家永 尚志 様

千葉市長 熊谷 俊 人



秋冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

家永様におかれましては、日頃より、市政に関しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年7月3日付けで家永様からいただいた、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例における告示のあり方と標識設置について」のお手紙を拝見させていただきました。

各要望事項について、下記のとおり回答いたします。

1、イ 前日も申し上げましたとおり、放置禁止区域の指定・変更については、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第9条第3項により、その旨を告示しております。告示の「指定・変更する日」をもって、条例上効力が生ずるものであります。

2、イ 「自転車等放置禁止区域標識」は、順次設置してまいりますが、標識が設置されるまでの間、放置禁止区域を示す立て看板等を設置し、周知に努めております。

ロ 放置禁止区域を示す市の標識は、警察の標識に併設はできないものです。

以上でございます。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

今後も、千葉市政にご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本件につきましては、回答作成に期間を要し、回答が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

(問い合わせ先)

建設局土木部自転車対策課

TEL 043-245-5149

・その他、市長への手紙の制度等に関すること

総合政策局市民自治推進部広聴課

TEL 043-245-5298